

平成 28 年度環境技術実証事業
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
第 3 回技術実証検討会
議事要旨（案）

1. 日時 2017（平成 29）年 3 月 15 日（水）13：00～15：00
2. 場所 鉄鋼会館 706 号室
3. 出席検討員 近藤検討員（座長）、永田検討員、三坂検討員、梅田検討員、柳検討員
4. 配付資料
 - 資料 検討会 3-0 : 議事次第
 - 資料 検討会 3-1-1 : 第 2 回技術実証検討会議事録（案）※
 - 資料 検討会 3-1-2 : 第 2 回技術分科会議事録（案）※
 - 資料 検討会 3-1-3 : 第 3 回技術分科会議事録（案）※
 - 資料 検討会 3-2 : H29 年度のテーマ自由枠運用スケジュール（案）について
 - 資料 検討会 3-3 : ISO-ETV における国際対応について
 - 資料 検討会 3-4 : 平成 29 年度実施要領の改定について
 - 資料 検討会 3-5 : 実証対象技術一覧
 - 資料 検討会 3-6-1 : 実証試験結果報告書（案）※
 - ～3-6-3
 - 資料 検討会 3-7 : 実証試験結果〔測定〕※
 - 参考資料 検討会 3-a : テーマ自由枠の実証状況※非公開資料

5. 議事

会議は一部非公開にて行われた。

(1) 開会

(2) 審議事項

i) 前回議事録の確認について【資料 3-1-1～資料 3-1-3】

事務局より、資料 3-1-1 に基づき第 2 回技術実証検討会議事録（案）について報告を行った。併せて資料 3-1-2 及び 3-1-3 に基づき、第 2 回技術分科会議事録及び第 3 回技術分科会議事録（案）を報告した。

【結論】

- ・第 2 回技術実証検討会議事録は承認された。

ii) テーマ自由枠の状況について【資料 3-2】

実証運営機関のエックス都市研究所より、資料 3-2 に基づきテーマ自由枠の状況について説明がなされた。資料に対してなされた議論は以下のとおりであった。

【意見・質疑応答】

- ・今年度の分科会において何度か議論に挙げている「屋根カバー工法」技術は次年度のテーマ自由枠に申請はあったか。また、その技術について実証機関から何か働きかけは行ったのか。
→申請はなかった。

→現在テーマ自由枠（国負担体制）の基本的な流れとしては、技術が申請された後、委員会を開催し採択するか否かの検討をし、最終判断が下される。そのため国負担をアピールすることが難しかったこともあり、実証機関から本技術に関連する企業等への働きかけは今年度特に行っていない。

- テーマ自由枠は平成 29 年度で終了となるのか。
→今後も続く予定ではあるが、いつまで国負担体制が続くのかについては決まっていない。

iii) ISO-ETV における国際対応について 【資料 3-3】

iv) 平成 29 年度実施要領の改定について 【資料 3-4】

実証運営機関のエックス都市研究所より、資料 3-3 及び 3-4 に基づき ISO-ETV における国際対応について 及び平成 29 年度実施要領の改訂について説明がなされた。資料に対してなされた議論は以下のとおりであった。

【意見・質疑応答】

- 資料 3-3 の 1.(3)適合性評価について、レベル 1～3 までであるが、技術分野毎にレベルが異なる可能性もあるのか。
→現状では分野全てを対象に同じレベルとすることを考えている。ただし、どのレベルになるかで異なるため、レベル 2 となれば技術分野毎となる。
→現在 ETV ロゴマークは環境省のお墨付きといったイメージがあるが、レベル 3 になった場合、更にそのイメージが国外に対しても増す恐れがある。その点を考えると、レベル 2 が良いように思える。
- 資料 3-4 の申請に関する必要事項において、性能の実証項目とその目標値を提出しなければならないとあるが、申請者が実証項目を決めていいことになるのか。また目標値の設定については、技術共通なのか、それとも個別に設定していいのか。
→既に実証項目が決まっている既往技術に関しては、従来の流れに従う。テーマ自由枠も含めた形式（申請時の項目）としているため、まずは申請者から目標値を提出していただくこととなる。
→目標値に関しては、それぞれ個別の設定となる。
- 資料 3-4 の目標値について、例えば申請する技術が全く新たな技術もしくは新製品で、目標値の見当がつかない場合でも必ず提出するのか。場合によっては、そのために事前の確認試験、測定といったことが必要になるのではないか。
→その場合でも提出は必須である。申請者は申請技術の性能をある程度把握しておく必要があり、その上で目標値を設定する形となる。
- 資料 3-4 の実証計画の策定において、比較対照技術との優位性を示すこととなっているが、優位性の判断はせず、結果だけを示してきたこれまでの「実証」とは意味が異なってくるのではないか。
→今後は、申請者が事前に目標値や比較対照物を事前に決めることとなるが、検討会などでその妥当性は検討する必要がある。また、目標値に対して著しく低い結果が出た場合には、申請者が取り下げを申し出ることが可能となる。
→環境保全効果が認められないような低い目標値設定の場合、実証対象外となる可能性もある。
- 今回の改定予定の実証要領に基づくと、今後は環境保全効果が認められる技術のみを実証していく流れになると思われるが、過去実証してきた技術についてはそうとは限らない。過去に実証した技術についても ISO 対応の対象となるのか。
→過去に実証した技術の取り扱いについては、現時点では確定していない。ただし、ある程度の判断基準を設けた上で、簡単な手続き等の再申請を行うことで ISO

対応に更新できるように考えている。

- ISO 対応となると、目標値の設定には各国共通の基準が必要になり、その目標値を超えなければ認められないということになるのではないか。
→ISO14034 には目標設定のレベルまで記載されている訳ではないため、必ずしも高い目標値を設定しなければいけないということではない。また、ISO14034 はプロセスについて要求しているものであるため、目標値を超えなかったから認められないということはない。
- 同じ技術でもアメリカではある一定の基準を設けて「認証」しているのに対し、日本では特に基準を設けず「実証」としているものもあるが、これについてはどのように考えているのか。
→過去に実証した技術に関しては難しいが、今後は改訂した実施要領に基づいて行うことで、日本でもある程度の棲み分けができると思われる。
→ISO-ETV と JIS、ISO-ETV とアメリカなど国外の規格の関係性を整理する必要があるかもしれない。
- 実施要領については、いつから運用されるのか。
→今年度中に作成し、4月1日付けで運用となる予定である。試験要領についてはH29年度も基本的に現在作成されている内容に基づいて構わないが、報告書作成時に多少文言追記等対応が必要になる可能性がある。実質的に内容を反映させるのはH30年度からとなる見込み。
- 現在の「実証」の考え方と、今後の考え方が変わってくるため、その対応としてはどのように考えているのか。
→従来のロゴマークとは異なるものとするなど、何かしら差別化を図るつもりである。具体的な方法については今後検討する予定である。

【結論】

- ISO 対応に伴う従来との変更点について確認を行った。ただし現時点で未確定な部分もあるため、今後の動きに応じての対応が必要となる。

v) 今年度選定した実証対象技術について【資料 3-5、資料 3-6-1～3-6-3、資料 3-7】事務局より、資料 3-5 に基づき今年度選定した実証対象技術についての報告、資料 3-6-1～3-6-3 及び資料 3-7 に基づき実証試験結果及び実証試験報告書（案）について説明の後、審議を行った。

- 屋根用高反射率の試験結果において、保持率が上がっているものと下がっているものがある理由は何か。実施要領については、いつから運用されるのか。
→屋外暴露試験はただ水平に放置しているだけなので、付着した埃の明度による影響と考えられる。
- フォントの異なる箇所があるため、修正が必要である。

【結論】

- 本日の審議を踏まえ、事務局にて報告書の作成を取り纏める事が承認された。

vi) その他

事務局より、継続審議中であった屋上換気技術、アイ・レック株式会社の屋上防水エアークンترول工法の申請取り下げを、1月31日付で受理したことを報告した。

(3) 閉会

環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室・石関室長補佐より開会の挨拶がなされた。

以上

(文責：環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室〔速報のため事後修正の可能性有り〕)